



民間の建築物対象

吹付けアスベストを 一掃しましょう！

練馬区では、区内に所在する民間の建築物(工作物を含む。以下「建築物等」といいます。)に使用されている吹付け材にアスベストが含まれているか調査する費用や、吹付けアスベスト等の除去工事を行う費用の一部を助成します。

建築物等の所有者の方の費用負担を軽減し、また、建築物等の安全性を高め、安全で安心なまちづくりを進めていきます。

吹付けアスベスト等の 主な使用部位と用途の例

(主に3階建て以上の鉄骨造の建築物等 その他
電気室、機械室、エレベーターシャフト)

建築用仕上塗材は含みません。

吹付けアスベスト

鉄骨耐火被覆材
天井断熱材
機械室吸音材 など



アスベスト含有 吹付けロックウール

鉄骨耐火被覆材
天井内壁断熱材
機械室吸音材
結露防止用材 など



アスベスト含有 吹付けバーミキュライト (ひる石吹付け)

天井断熱材
吸音材
結露防止用材 など



アスベスト含有 吹付けパーライト

内装材の天井梁型、吸音、
仕上げ材 など



写真は、国土交通省資料「目で見えるアスベスト建材(第2版)」p.12~17を改変して使用

助成に関する相談窓口 (お気軽にご相談ください)

練馬区 環境部 環境課 環境規制係(区役所本庁舎18階)

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 電話 03-5984-4712

ホームページ <http://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/omonajorei/kankyo/asbestos/index.html>

助成の対象となる方

- (1)対象の建築物等の所有者で、個人住民税および軽自動車税を滞納していない個人の方
- (2)対象の建築物等の所有者で、法人住民税を滞納していない中小企業の代表者の方
- (3)分譲共同住宅の共用部分の調査または工事を行う場合にあっては、(1)にかかわらず、分譲共同住宅の管理者（管理組合の理事長等）の方

助成の内容

【調査】 吹付け材の成分分析調査(アスベストの含有の有無を確認するためのもの)
空気環境測定調査(外部に露出した吹付け材でアスベストの含有が判明している場合に、アスベスト繊維が空気中に飛散していないかを確認するためのもの)
「建築用仕上塗材」を除く。

【工事】工事完了後、引き続き5年間継続して利用する(耐震化促進事業要綱に基づき、特定緊急輸送道路沿道建築物と認められた建築物を除く。)建築物等におけるつぎの工事。
露出した吹付けアスベスト等の除去工事
既に囲い込み・封じ込めされた吹付けアスベスト等の除去工事であって、建築物等の増改修(修繕、模様替えおよび増築)に伴い実施するもの

建築物等の用途	調査費用の助成		除去工事費用の助成	
	助成率	限度額	助成率	限度額
戸建住宅	調査費用の 2分の1	5万円	工事費用の 3分の2	200万円
分譲共同住宅 賃貸共同住宅 事業所等		10万円	工事費用の 2分の1	400万円

注1：千円未満切捨て。消費税相当額は対象に含みません。

注2：平成18年10月の建築基準法改正により、大規模改修などの際には、原則として吹付けアスベスト等の除去が義務付けられています。

注3：助成は1棟に対して1回限り。(過去に交付を受けた棟については助成対象になりません。)

※助成を受けるには、「建築物石綿含有建材調査者」(国土交通省創設資格)が調査に関与することが必要になります。詳しくは、窓口でご相談ください。

■その他の支援制度

工事費用について、この助成とは別に、住宅修築資金融資あっせんや産業融資資金あっせんを受けられる場合があります。詳しくは、担当係にお問い合わせください。

■住宅修築資金融資あっせん … 住宅課 管理係 電話 03-5984-1289 (区役所本庁舎13階)

■産業融資資金あっせん …… 経済課 融資係 電話 03-5984-2673 (練馬駅北口Coconer i 4階)

悪徳業者にご注意ください！

- 「無料で点検します」「区役所からの紹介で来ました」などと言って訪問し、不必要な工事等を勧める悪徳業者にはご注意ください。区の職員が、訪問や電話などでアスベスト除去工事等を勧めることはありません。
- 業者とアスベストの調査や除去工事の契約をされる前には、調査や工事の内容を十分理解した上でご契約ください。